[事案 26-108] 年金種類遡及変更請求

· 平成 27 年 7 月 7 日 和解成立

<事案の概要>

個人年金保険について、保険会社の年金支払手続きの情報提供が不平等であったことを理由 に、申立人契約の年金種類を申立人の配偶者と同様の年金種類に変更することを求めて申立て のあったもの。

<申立人の主張>

平成15年8月に契約した契約の年金種類について以下の理由により、「保証期間付終身年金」から「確定年金」へ変更してほしい。

- (1)配偶者の契約については、「保証期間付終身年金」から「確定年金」への変更を行い、年金支払を受けている。
- (2)一方、自分の契約については、保険会社から「保証期間付終身年金」と「確定年金」の相違について電話説明を受けておらず、両者の支払方法について年金支払開始前に確認も受けていない。
- (3)よって、自分の契約と配偶者の契約の年金支払にかかる保険会社からの情報提供に不平等な対応があり、自分が「保証期間付終身年金」を選択したことで不利益を被っているので、年金種類を変更してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社の年金支払にかかる情報提供は、年金支払請求書面で通知し、支払方法を確認することとしており、通知内容に不備や不足はなく、支払請求内容どおりに適切に年金支払手続きをしている。
- (2) 電話での説明状況が相違していたことをもって情報提供に不平等があるとは判断できず、本件は、年金支払開始時の申立人の意思が翻意されたものと考えられる。
- (3)本件商品の年金支払にかかる当社の通知状況を錯誤し、支払方法を誤選択したと明確に判断することはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して、年金支払 手続時にどのような説明があったのか等の状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、年金支払開始時の事情を考慮した和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。